

府中市

中小企業等経営支援事業給付金

に関するお知らせ

府中市経営支援給付金とは

新型コロナウイルス感染拡大の影響をとくに受けている
府中市内業者に対して、事業継続を後押しするために
事業全般に係る必要経費に使える**給付金**を支給します。

給付額

法人 **40万円**、個人事業主 **20万円**を一律支給

給付対象

① 府中市内で事業を営む中小企業または個人事業主（大企業は除く）

※中小企業の定義

業種	製造業・その他	卸売業	小売業・飲食業	サービス業
従業員数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下
資本金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下

上記に加え、暴力団等反社会的勢力に属していないもの、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないもの

② 中小企業庁の持続化給付金を

法人200万円、個人事業主100万円満額
で給付通知された方

受付期間

令和2年6月8日（月）～令和3年3月15日（月）

9時受付開始

16時まで

【お問い合わせ・申請先】

むさし府中商工会議所



info@tama5cci.or.jp



042-362-6421



府中市緑町3-5-2

府中市中小企業等経営支援事業給付金申請に関する詳細は裏面をご覧ください→

必要書類

- ①府中市中小企業等経営支援事業給付金申請書
- ②持続化給付金通知書の写し
- ③振込先の通帳の見開き 1枚目の写し

法人の場合

④履歴事項全部証明書の写し

個人事業主の場合

④市内事業所所在証明書のいずれかの写し

(例) ●代表者が市内在住の場合

開業届、確定申告書、公共料金明細書のいずれか 1枚の写し

●代表者が市外在住で市内に店舗がある場合

確定申告の写し+公共料金明細書等市内に店舗があることがわかる書類 1枚の写し

※国の**持続化給付金の通知書が必須書類**になります。

申請がお済でない方は先に持続化給付金の申請をお願いいたします。

※不正受給が行われた場合には給付金決定の取消・返還となります。

申請内容、提出書類が事実と異なる記載内容にならないよう十分にご注意ください。



② 持続化給付金とは

新型コロナウイルスの影響で事業収入が前年比 50%以上減少している事業者に対して国が支給している給付金です。前年収入との差額分を法人は 200 万円、個人事業主は 100 万円をそれぞれ上限として支給しています。

申請書入手方法

- ①むさし府中商工会議所HP専用ページからダウンロードできます。

<http://www.tama5cci.or.jp/chamber/2020/kyufukin/index.html>

- ②むさし府中商工会議所で配布します。

※感染拡大防止の為、お越しいただく際には必ずマスクの着用をお願いいたします。
入り口で体温測定をご協力いただいております。



←こちらの QR コードから
アクセスできます

申請方法

上記の必要書類をむさし府中商工会議所へ**郵送**にてご提出ください。

〒183-0006

府中市緑町3-5-2 むさし府中商工会議所

「府中市中小企業等経営持続支援給付金係」宛

※郵送が難しい場合は直接むさし府中商工会議所へ
ご提出もできます。

※通常申請から2・3週間程度で給付金をご指定の
口座へ給付予定ですが、混雑状況や書類不備等により
多少遅れる場合がございます。

府中市の給付金 お問い合わせ先

むさし府中商工会議所

【電話番号】042-362-6421

【受付時間】平日 9:00 ~ 16:00

※こちらは国の持続化給付金の申請に関する窓口ではありません。
電話口で「府中市の給付金に関して」とお伝えください。

国の持続化給付金 お問い合わせ先

経済産業省 中小企業庁

持続化給付金事業コールセンター

【フリーダイヤル】0120-115-570

【IP電話専用回線】03-6831-0613

【受付時間】8:30 ~ 19:00

各種事業者向け緊急支援制度に関して必要書類や申請先等のご質問承ります。

むさし府中商工会議所にお問い合わせください。 ※各種申請及び申請サポート窓口予約の代行は行っておりません。